

**三木市における今後の学校部活動及び
地域クラブ活動の展開についての意見書**

令和6年3月
三木市部活動の在り方検討会議

目 次

はじめに	・・・	1
1 三木市における部活動の現状	・・・	2
2 「文化・スポーツ活動」を通して子どもたちに育成したいこと	・・・	3
3 地域クラブ導入の方向性	・・・	3
4 多様性のある「文化・スポーツ活動」の環境づくり	・・・	5
【資料】	・・・	6
① 意見書に関する参考資料	・・・	7
② 三木市部活動の在り方検討会議 設置要綱	・・・	9
③ 三木市部活動の在り方検討会議 委員名簿	・・・	11
④ 三木市部活動の在り方検討会議の開催経過	・・・	12

はじめに

学校における部活動は、文化・スポーツ活動に興味・関心のある生徒が自主的に参加し、教師等の指導の下、学校教育の一環として行われてきました。部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、活動を通してよりよい人間関係づくりを行ったり、自己肯定感や責任感、連帯感などを育んだりするなど、生徒の多様な学びの場としての教育的意義を有しています。

しかしながら、少子化が進展する中、学校における働き方改革などの観点を含め、従前と同様の体制で部活動を運営することは難しくなっている現状があります。

これらの課題を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する議案に対する付帯決議」（衆・令和元年11月、参・令和元年12月）において、「部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」と指摘され、令和2年9月には、スポーツ庁の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が部活動の指導に従事しないこととする」と示されました。

また、学校部活動の地域連携並びに地域スポーツクラブ活動への移行に取り組むべく、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインが、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として統合され、令和4年12月に示されました。これらの動きを受け、全国各地域で「今後の部活動の在り方」についての検討が進められています。

三木市も例外ではなく、生徒数が減少するとともに、入部率も年々減少しています。また、合同チームでの大会への参加等の状況が見られます。生徒の希望に応えられる文化・スポーツ活動を、学校だけで担っていくのは今後ますます難しい状況になっていくと想定されるため、持続可能な部活動の在り方を早急に検討していく必要があります。

そこで、三木市部活動の在り方検討会議は、三木市における持続可能な部活動の在り方や地域クラブ活動の展開について協議し、「意見書」としてまとめることを目的として設置されました。これまでに5回の協議を重ね、文化・スポーツ活動を通して子どもたちに育成したい力や、地域クラブ導入の方向性等々について、忌憚のない意見交換を行ってきました。

本意見書が、子どもたちにとって望ましい文化・スポーツ環境を構築するため、三木市の地域性を生かしたクラブ活動の実現に向けて活用されることを期待しています。

令和6年3月

三木市部活動の在り方検討会議 会長 森 田 啓 之

1 三木市における部活動の現状

(1) 生徒の部活動参加状況に関する現状

【運動部に関すること】

① 三木市の中学校では、学校単位での活動や大会参加が難しくなっており、チームの人数が不足する場合は、学校間で合同チームを作っている。

※ 令和5年度からは、中学校体育連盟の合同チームの条件が緩和され、チームの人数が足りていても、条件さえ合えば、合同チームでの参加が認められるようになった。以前は、その都度異なる学校とチームを編成する必要があるという課題があった。

(例) 令和3年度は、新人体育大会において、野球とサッカーが2校合同のチームで参加した。令和4年度は、総合体育大会において、サッカーとソフトボールが2校合同のチームで参加した。また、令和4年度の新人大会以降は、野球とサッカーが、3校合同のチームで参加した。

② 学校の部活動に、希望する活動がない場合、他校の部活動に参加するケースがある。

※ 令和5年度からは、拠点校の部活動に参加し大会に出場することも可能となった。

【文化部に関すること】

吹奏楽部では、部員の減少が続き、特に令和元年度以降、顕著な減少が見られる。その他の文化部には大きな変化は見られない。

【地域でのクラブ活動等に関すること】

地域のクラブ活動（サッカーや体操、ダンス等）への参加や学校部活動との両立を選択する生徒が増えており、令和4年度には2割程度の生徒が地域のクラブ活動に参加していた。

(2) 教職員の部活動指導に関する現状

① 教職員の献身的な勤務により部活動が維持されてきたが、働き方改革の観点から指導負担の軽減が必要である。

② 部活動指導後の夜間勤務や休日の指導は困難であり、一部の教職員は家庭の事情などで指導に参加できない。

③ 競技経験のない教職員の負担軽減のため、外部から部活動指導員・指導補助員を招聘し、専門的な指導を行っているが、人材確保に課題がある。

2 「文化・スポーツ活動」を通して子どもたちに育成したいこと

学校の部活動は、制度上は「自主的な活動」とされているが、実際には指導者主導の傾向があり、本来の意味が失われているという課題もある。部活動の在り方の見直しをきっかけに、改めて「部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われること」を再確認する必要がある。

地域クラブ活動においても、生徒の自主的な学びの場を重視し、指導者は伴走者として支援すべきである。地域クラブ活動への理解と関わり方を、学校関係者や地域、市民に伝える必要がある。

文化・スポーツ活動を通じて子どもたちが幸福で豊かな生活を築くためには、自主的な活動を促進し、子どもたちの意見を尊重する支援体制を構築することが重要である。文化・スポーツ活動を通して子どもたちに育成したいことを、以下にまとめる。

(1) 人としての豊かな成長

- ・チャレンジや楽しさを通じて、自己肯定感や充実感を養う。
- ・表現活動やスポーツを通して感性や創造力を伸ばし、個性や能力を発展させる。

(2) 多様な人々との繋がりの中での成長

- ・文化・スポーツ活動を通じて異年代との交流を深め、社会的自立の基盤を築く。
- ・地域活動への参加で社会的自覚や参画意欲を高める。

(3) 共に行う健康的なライフスタイルづくり

- ・文化・スポーツに対する興味を育てる。
- ・健康と体力の維持をめざし、事故やけがを予防する能力を養う。

3 地域クラブ導入の方向性

文化・スポーツ活動は、学校の部活動から地域クラブへ移行していくことになる。これまでの学校教育の一環としてではなく、社会教育や生涯学習の一環として捉える必要がある。

三木市の文化・スポーツ振興の一つとして、中学生を対象にしたクラブ活動の地域展開を考え、年度ごとに具体的な取組を設定する必要がある。地域クラブ活動を支援する制度設計を行う上での留意点を、以下にまとめる。

(1) 活動内容や方法

- ・三木市における子どもたちのニーズに応じた活動プログラムの充実が重要である。
- ・活動人数や指導者、活動場所等の条件により、地域単位や市全域単位での活動を検討する。

(2) 活動費用

- ・活動場所への移動手段や費用に関して、子どもたち及び保護者の不安や懸念が低減されるよう、検討する。
- ・活動参加費用は、原則として受益者負担となるが、持続可能な地域クラブ活動の支援策を検討する。

(3) 教職員の参加

- ・地域クラブでの指導を希望する教職員が、地域の一員として活動に参加できる仕組み（兼職兼業制度等）を整備する。
- ・教職員が地域クラブで指導に参加する際、その役割が教職員としての職務ではなく、別の立場であることを周知し、理解を促進する。
- ・地域クラブでの指導や活動立ち上げを希望する教職員が参加しやすくするためには、部活動との兼ね合いを考慮し、平日・休日の活動を一括して地域クラブ化する。

(4) 地域移行の実施時期

- ・情報収集と現状把握を通じて、準備を十分に整え、総合的な判断から三木市の地域移行完了の年度を決定し、先延ばしすることなく、課題解決に取り組む。
- ・地域移行の実施時期は年度途中も視野に入れ、生徒の実態から最適な時期を判断する。

(5) 組織の運営

- ・地域クラブ展開においては、担当組織を設置し、指導者の登録や派遣及び研修、地域クラブの調整・登録、個人・団体への支援などのマネジメント業務を行う。
- ・子どもたちのニーズに対応するため、子どもたちの意見を集約し反映することができるよう体制づくりを検討する。

4 多様性のある「文化・スポーツ活動」の環境づくり

三木市における部活動の地域移行は、現行の学校部活動をそのまま踏襲することではない。学校部活動は、大会やコンクールに向けた活動を中心として、平日4日と休日1日の計5日間行われている。

しかし、この活動形態を地域で同じように実現するのは極めて困難であるということを、生徒、保護者や地域の住民、市民全体が理解する必要がある。

新たな地域クラブ活動の展開として、多様性のある文化・スポーツ活動の環境づくりを行う上での留意点を、以下にまとめる。

(1) 地域クラブ活動を中心にした持続可能な「文化・スポーツ活動」

- ・全ての学校部活動を地域で同様に維持するのは難しいが、可能な限り子どもたちのニーズに応えられるプログラムを確保する。
- ・地域クラブの活動範囲は、活動内容や指導者の数によって異なる。三木市として現状を把握し、必要な体制を整える。

(2) 「部活動の地域移行」ではなく、「地域と共につくるクラブ活動」

- ・地域で文化・スポーツ活動の環境を整備することで、中学生だけではなく参加者を拡大し、幅広い年齢層が一緒に参加できるような活動を提供することについても検討する。

(3) 子どもたちの興味関心に応えるための地域資源の活用

ア 活動プログラムの充実

- ・様々な活動が楽しめるマルチクラブや、気軽に参加できる居場所を提供する地域クラブ、技術面の向上をめざしたレベル別のクラブ等、子どもたちのニーズに合った多様なクラブの在り方が考えられる。
- ・一人の生徒が一つのクラブだけに所属するのではなく、多様なクラブに参加することで、様々な文化・スポーツ活動の経験ができるような地域クラブの在り方を考える。
- ・地域クラブの在り方の一つとして公民館活動などの社会教育において、対象者の範囲を広げていくことを検討する。
- ・三木市は自治体で初めて日本プロゴルフ協会と連携協定を結んでおり、プロに教えてもらう環境ができている。例えば、ゴルフクラブ等、三木市ならではの資源を生かした地域クラブの展開を考える。

イ 指導者の確保

- ・地域クラブについて、受け入れ可能な団体を見つけたり、新たな地域クラブを設立したい団体の募集を行ったりする方法を検討する。

ウ 広報の必要性

- ・地域団体等に丁寧に説明するなど、啓発活動を行う。

資 料

① 意見書に関する参考資料	・ ・ ・	7
② 三木市部活動の在り方検討会議 設置要綱	・ ・ ・	9
③ 三木市部活動の在り方検討会議 委員名簿	・ ・ ・	11
④ 三木市部活動の在り方検討会議の開催経過	・ ・ ・	12

三木市における部活動の現状

人口減少に伴い、子どもたちの1人1人の希望に応える「文化・スポーツ活動」を、学校だけで担っていくのは今後ますます難しい状況になっていくと想定される。

三木市の中学校における部活動在籍人数



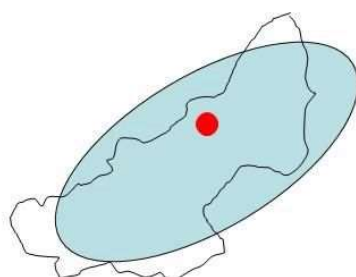
子どもたちの「やってみたい!」という思いを尊重し、部活動が存続できるよう、学校では合同チームを作るなどの工夫をしているが、学校単位での活動は難しくなっている現状がある。



活動地域については種目により変更

〔例1〕

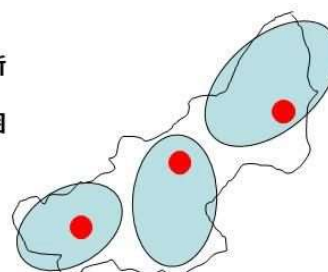
- ・活動人口が少ない
 - ・活動するのに多くの人数がいる
 - ・活動場所の確保が困難
 - ・指導者確保が困難
- 市全域単位での活動



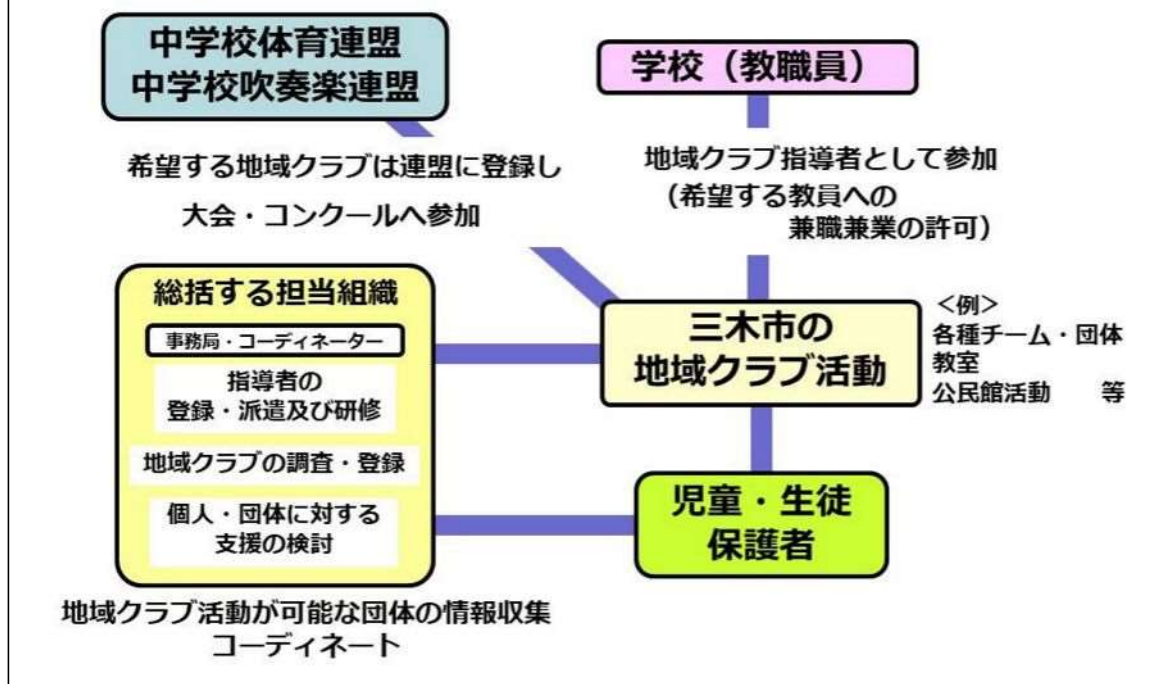
〔例2〕

- ・活動人口が多い
 - ・少ない人数でも活動できる
 - ・活動場所は十分に確保できる
 - ・指導者を十分に確保できる
- 活動地域は複数

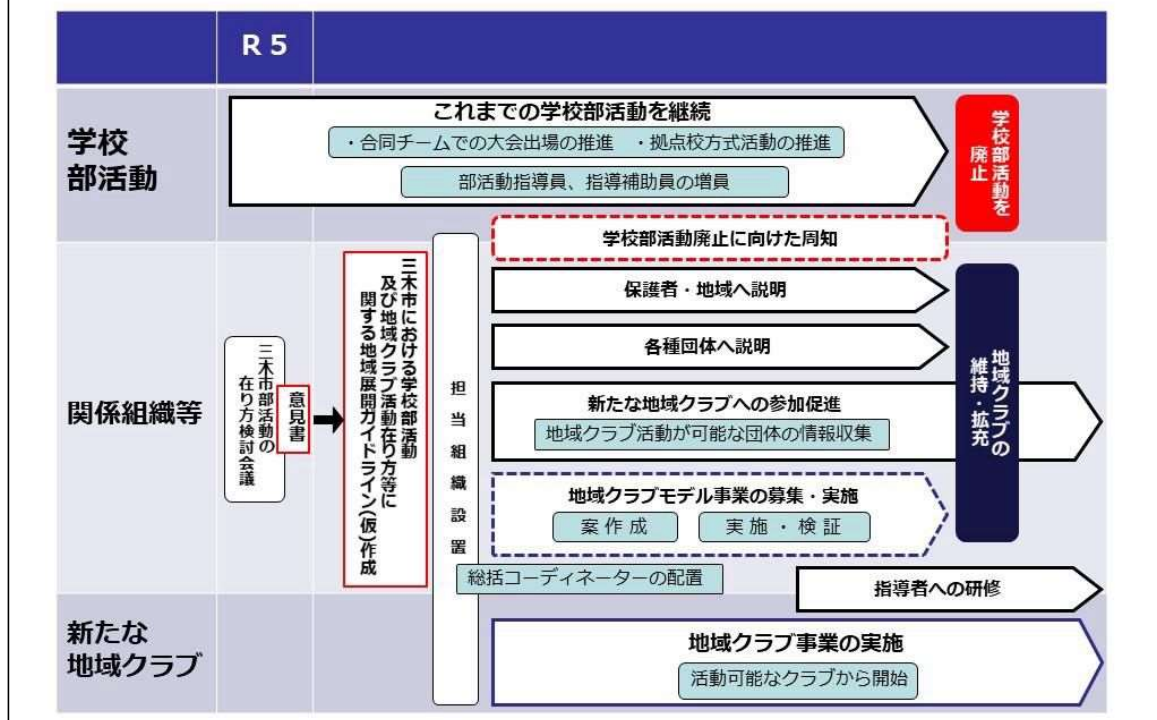
● : 活動場所
○ : 募集範囲



地域クラブ導入の方向性



三木市における学校部活動及び地域クラブ活動の展開イメージ案



三木市部活動の在り方検討会議設置要綱

(設置)

第1条 国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を踏まえ、「三木市の設置する中学校の持続可能な部活動の在り方」や「休日の部活動の段階的な地域移行等」(以下これらを「部活動の在り方等」という。)について検討するため、三木市部活動の在り方検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 部活動の現状と課題に関すること。
- (2) 今後の部活動の在り方等の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部活動の在り方等の検討に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 専門的知見を有する者
- (2) 市内のスポーツ及び文化団体の代表者
- (3) 学校関係者
- (4) 市立学校に在籍する児童及び生徒の保護者の代表者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者

3 検討会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定により委嘱した日から令和6年3月31日までとする。

2 委員が、前条第2項に掲げる者に該当しなくなったときは、委員の職を失うものとする。この場合において、教育委員会は、これに代わる者を委員として委嘱し、当該委員が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

(関係者の出席)

第6条 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もま

た同様とする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、教育振興部学校教育課並びに教育総務部教育総務課及び文化・スポーツ課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

三木市部活動の在り方検討会議委員

	区 分	名 前	備 考
1	専門的知見を有する者	森田 啓之	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科教授
2	市内のスポーツ団体の代表者	岸本 博介	スポーツ協会理事長
3	市内のスポーツ団体の代表者	井上 薫	(公財)スポーツ振興基金理事
4	市内の文化団体の代表者	石田 親吾	三木市吹奏楽連盟理事
5	市内の文化団体の代表者	松村 正和	三木市合唱連盟会長
6	学校関係者	前田 義典	小・特別支援学校校長会代表
7	学校関係者	生田 淳仁	中学校校長会代表
8	学校関係者	坂田 直裕	中体連代表校長
9	学校関係者	沖 徹也	運動部顧問代表
10	学校関係者	大橋 純子	文化部顧問代表
11	保護者の代表者	藤枝 広起	三木市連合 PTA 理事

三木市部活動の在り方検討会議の開催経過

月日	主な内容
第1回検討会議 7月27日(木)	○委員委嘱 ○三木市部活動の在り方検討会議設置の目的 ○今後の取組内容(意見書の作成等)や予定について情報共有
第2回検討会議 9月29日(金)	○意見書に盛り込む内容について協議、意見集約① ・三木市における今後の学校部活動の在り方について ・三木市における持続可能な文化・スポーツ振興と地域クラブ活動の展開について
第3回検討会議 11月2日(木)	○意見書に盛り込む内容について協議、意見集約② ・三木市における今後の学校部活動の在り方について ・持続可能な文化・スポーツ振興と地域クラブ活動の展開に向けて、三木市の現状からできることについて
第4回検討会議 1月18日(木)	○事務局から意見書(案)を提示 ・意見書(案)について、委員から意見集約
第5回検討会議 3月18日(月)	○意見書の決定 三木市教育委員会：「三木市における文化・スポーツ活動の地域展開についての意見書」の受領

吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る協議について

【主な協議テーマ】

小中一貫校の在り方について協議

- ・めざす児童生徒像
- ・教育内容と施設設備
- ・検討すべき学校用地
- ・その他



地域、保護者、学校（教職員）が一体となってよりよい学校づくりを進めるため、課題を整理し取り組むべき具体的な方策を検討する。



吉川地域協議会



教育委員会



吉川地域を中心とした教職員部会

吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会リポート

令和 5 年 11 月 20 日発行
吉川地域における施設一体型小中一貫校
設置に係る地域協議会
三木市教育委員会
Vol.1

かけはし



10月25日（水）午後7時から、「第1回吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会」を開催しました。

委員は、区長協議会やまちづくり協議会をはじめ、就学前のお子様がおられる保護者や小・中学校PTA、学校運営協議会、学校関係者の中から選出された代表18人で構成されています。地域、保護者、学校が一体となって魅力ある学校づくりを進めるため、課題を整理し、取り組むべき具体的な方策を検討していきます。

三木市で一番初めに設置する小中一貫校の学校づくりや教育内容等を話し合っていく協議会についてお知らせします。



1 組織づくり

会長・副会長

会長には、吉川地区区長協議会の岩崎正勝会長、副会長には吉川町まちづくり協議会の森下顕会長を選出しました。

協議会の目的

児童生徒の将来を見据えた「子ども主体の学び」を中心に据え、幅広い人間関係の中で、夢や希望に胸を膨らませながら、いきいきと学ぶことができる学校の在り方を検討していきます。

今後の予定

協議は、令和6年度末を目途に、6～7回程度開催していく予定です。



2 施設一体型小中一貫校設置に至った経緯や概要について教育委員会事務局から説明を行いました

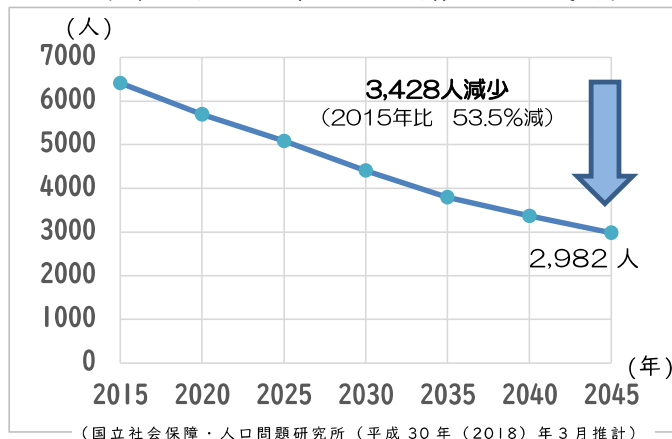
(1) 施設一体型小中一貫校設置に関する経緯について

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、三木市の子ども人口は急激な減少傾向にあり、吉川地域においても同様の傾向が見られます。

そこで、市では子どもたちにとって望ましい教育環境の整備に向け、学校再編検討会議（H29.3～R1.6）や総合教育会議での協議を通して、小学校の統合による学校規模の適正化を図ってきました。

このたび、令和5年1月の小中一貫教育推進協議会での意見書受領を経て、5月の総合教育会議で学校設置の方針が決定されました。

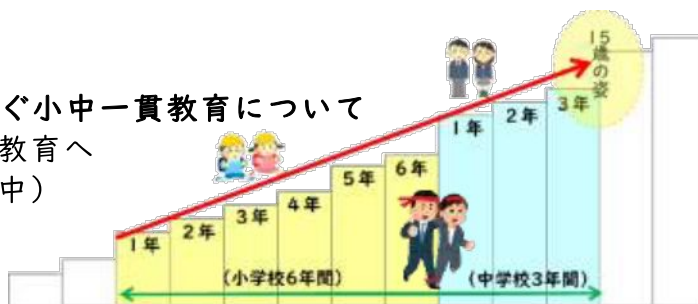
三木市の子ども（5～14歳）の人口予測



(国立社会保障・人口問題研究所(平成30年(2018)年3月推計))

(2) 三木市の9年間の学びをつなぐ小中一貫教育について

- ・小中連携教育から小中一貫教育へ
- ・実践推進校（吉川小・吉川中）
としての実践の積み上げ



(3) 施設一体型小中一貫校の良さについて

- ・幅広い年齢層の中で多様な学びが生まれる。
- ・1つの職員室で小・中学校教員が容易に情報交換でき、協力して子どもの教育に取り組むことができる。
- ・校内のあらゆる場所で児童生徒がふれあうことができる。
- ・目的に合わせた機能的な施設を設置できる。



3 「施設一体型小中一貫校」について、兵庫教育大学 安藤准教授にご講演いただきました

「小中一貫教育が求められる背景」、「施設一体型の学校の事例」について、学術的な視点から説明していただきました。施設一体型の強みとして、以下の2点を挙げていただきました。

- (1) 9学年の児童生徒が日常的に学校生活を送ることで、リーダーシップやフォロワーシップの獲得につながる。
- (2) 教職員の協働体制のもと、子どもを長期的な視点で見ることができる。



4 意見交換の内容を紹介します（質問？については、2回目以降の協議会でお答えします）

【児童生徒像や学校像に関すること】

- ・自分の気持ちを表現し、主体性をもった子どもの育成をめざしていきたい。
- ・子どもが「楽しい」「毎日行きたい」と思える学校にしたい。
- ・モデル校として、良い学校をつくっていききたい。
- ・地域のひととともに吉川の子どもを育てていきたい。
- ・まちづくりの視点と学校づくりはすぐくつながっていると思う。
- ・新学校の特徴をアピールし、「入学させたい」「住みたい」と思ってもらえるようにしたい。
- ・一貫校の中でコミュニティとふれ合えるのがいい。防犯にも配慮していただきたい。
- ・先生の負担も心配。先生自身も楽しくなければ、子どもも楽しくないと思うので、そんな学校づくりが必要。

【学校設置に関すること】

- ・開校時期や建設候補地の構想について、事務局として案はありますか。

【小中一貫教育の推進について】

- ・学校設置に向けて、小・中学校の子どもたちがふれあう機会を増やしていただきたい。
- ・現在取り組んでいる教員や児童生徒の交流を充実させ、地域の方からもいろんなアイデアをいただけたら嬉しい。
- ・9年間の学校生活では、真ん中あたりの学年で節目を感じる事が少ないと思う。

【感想】

- ・一体型だと小学生が中学生を身近に感じる事ができるのがメリットだと思う。
- ・知らないことをたくさん知ることができた。実際に先進校へ視察に行きたい。

【質問】

- ・先進地での学校再編とまちの活性化との関連について？
- ・特認校制度の導入検討について？

**第2回協議会は、
令和6年1月31日(水)に開催予定です。**



お問い合わせ

三木市教育委員会小中一貫教育推進室
電話 0794-82-2000(内線 3523)
ホームページもご覧ください。

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/89/>

又は、「三木市 小中一貫教育」で検索



吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会リポート

令和 6 年 2 月 22 日 発行

吉川地域における施設一体型小中一貫校
設置に係る地域協議会
三 木 市 教 育 委 員 会
Vol.2

かけはし



1 月 31 日（水）午後 7 時から、「第 2 回吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会」を開催しました。

前回の協議会でいただいたご意見やご質問に対する説明や回答を行うとともに、子どもにつけたい力や学校施設の在り方、検討すべき学校用地のリストアップ等を行いました。地域、保護者、学校が一体となって魅力ある学校づくりに向け、意見交換を行いました。



1 事務局説明 ～第 1 回協議会でのご意見やご質問に対する説明や回答を行いました～

(1) 【Q】特認校制度の概要について

【A】導入を検討している「特認校制度」について資料を用いて説明するとともに、実際に導入している市町の考え方や就学の条件（例）等を共有しました。



【特認校制度とは・・・】

学校選択制の 1 つであり、従来の通学区域を残したままで、教育委員会が指定する特定の学校について、通学区域と関係なく、市内のどこからでも通学を認めるもの。

(2) 【Q】学校設置とまちの活性化の関連について

【A】教育委員会が今までに視察を行ってきた複数の先進地への聴き取りを行った結果を説明しました。学校設置が直接的にまちづくり（人口動態やまちの活性化等）につながることは少ないとの回答でしたが、吉川に設置する学校が子どもたちの豊かな学びや笑顔あふれる学校生活に繋がればと考えています。



2 意見交換（フレーンストーミング）に向けた説明や情報共有を行いました

(1) めざす児童生徒の育成に向けた吉川小・吉川中の取組紹介



吉川小・吉川中では、「小中一貫教育実践推進校」として市内の学校に先駆けて、児童生徒や教職員の交流、9 年間のつながりのあるカリキュラムづくりに取り組んできました。

今回は、長谷川小学校長と河原中学校長に吉川中学校区で育成をめざす「15 歳（12 歳）の姿」の実現に向けて大切にしている「1 年 1 年の学びを確実に積み上げていく」ことや「教職員の連携・協働体制の確立」等について、紹介していただきました。

(2) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（文部科学省資料）

学校の ICT 環境が整備され、1 人 1 台端末環境のもと、全ての子どもたちの可能性を引き出す学びが学校現場に求められるようになってきました。

そこで、学びのスタイルの変化に伴い、これからの学校施設に求められることについて、資料を活用しながらイメージを共有しました。



学校施設の 5 つの姿の方向性（例）について

【ア 学びの視点】



柔軟で独創的な学習空間の実現

個別学習や少人数学習などの多様な学習活動へ対応できるように廊下や多目的スペース等に関する工夫が示されています。

【イ 生活の視点】



健やかな学習・生活空間の実現

子どもの心がほっと落ち着くリビング空間的なエリアが紹介されています。リラックスできるソファやベンチがあります。

【ウ 共創の視点】



ともに創造する共創空間の実現

地域とともにある学校づくりをめざしていく中で、地域コミュニティとしての機能も持たせていくことが重要となってきます。

【エ 安全の視点】



安全・安心な教育環境の実現

防災対策などを強化し、来校するすべての人にとって、安全性の確保と使いやすい教育環境をめざしていきます。

【オ 環境の視点】



持続可能な教育環境の実現

屋根や外壁の断熱化、太陽光発電設備の導入等による省エネルギー化を進めていき、持続可能な教育環境の実現をめざしていきます。



新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

特に施設一体型小中一貫校では、廊下や階段をはじめ、体育館や校庭など、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場となっています。

そこで、**学校施設全体を「学びの場」として捉え直す視点**でも、学校施設の在り方を検討していきます。

(3) 学校用地検討の大まかな流れについて

学校用地決定までの流れは、まず、検討すべき用地のリストアップを行い、次に候補地選定基準を設定していきます。そして、候補地選定基準に基づき検討すべき用地の中から候補地を選定し、最終的には候補地の中から最適地を建設用地として決定していく予定にしています。

今回の協議会では、検討すべき用地に求められる条件（用地の広さ、学校へのアクセス、防災、防犯・・・等）や具体的な場所について、自由に意見を出し合い、考えを共有していくこととしました。



3 フレーンストーミングによる意見交換を行いました ～出された意見を紹介します～

4 グループに分かれて、以下の3つにテーマについて意見交換を行いました。

- (1) めざす児童生徒像
- (2) 教育内容と施設設備
- (3) 検討すべき学校用地（理由）

それぞれのテーマについて、個人の意見を付箋に書き出し、グループ内で発表や意見交換を行いました。参加者全員が自由な発想で意見を出し合うことができました。

今後、吉川小・中学校を中心とした教職員からも同様に意見を聴いていく予定にしています。



(1) めざす児童生徒像について(主な意見内容)

- ・ 優しさや思いやりの心を持った子
- ・ コミュニケーション能力を持った子
- ・ 向上心を持った子
- ・ 夢やチャレンジ精神を持った子
- ・ 基本的な生活習慣や礼儀のある子
- ・ 軸の太い子
- ・ 違いを認め合える子
- ・ よく遊び経験を積む子
- ・ 心豊かな子
- ・ 郷土愛を持った子
- ・ 協働・協力できる子
- ・ 自主性や社会性を備えた子
- ・ 自分の意見を言える子
- ・ 悩みを乗り越える子
- ・ 人を敬う心を持った子
- ・ 忍耐力のある子
- ・ 明るく健康でたくましい子
- ・ 基礎基本の学力を身に付けた子

(2) 特色ある教育内容と施設設備(主な意見内容)

【重視したい教育内容】

- ・ 郷土学習
- ・ 多世代との交流
- ・ 体験学習（農業・自然・職業等）
- ・ 個に応じた学び
- ・ 外国語（英語）
- ・ 異文化交流
- ・ ICT教育
- ・ 人権教育
- ・ 部活動（小・中合同）
- ・ 確かな学力
- ・ 音楽教育
- ・ 生き抜く力

【施設設備の在り方】

ア 学びの視点

- ・ 広い運動場や野球場
- ・ 異学年交流スペース
- ・ 図書室の蔵書の充実
- ・ 多様性に対応した設備
- ・ 個別のニーズに対応した部屋や環境
- ・ スポーツ（ゴルフ等）練習場
- ・ 動植物と触れ合える場所

イ 生活の視点

- ・ 明るく開放的な空間
- ・ 安全で快適な部屋
- ・ 体育館をはじめとした空調設備
- ・ 洋式トイレ
- ・ 収納スペース
- ・ 充実した遊具
- ・ 児童生徒数に応じた施設設備



ウ 共創の視点

- ・地域の人と交流できる空間
- ・ランチルーム（調理室）
- ・大きな体育館 ・ 広い駐車場
- ・民間施設 ・ 近隣施設の併設
- ・屋内プール（市民開放）

エ 安全の視点

- ・防犯カメラ ・ バリアフリー
- ・スクールバスの待機場所

オ 環境の視点

- ・エコな校舎

カ その他

- ・流行に合わせすぎないことも大切



(3) 検討すべき学校用地とその理由(主な意見内容)

【学校用地に求められる条件】

- ・災害の危険性が少ない
- ・広い敷地（大きな運動場）
- ・出入りしやすいところ
- ・野球やソフトボールができる場所
- ・自転車通学時の交通安全
- ・吉川の地らしいところ
- ・まちづくり施設併設時の広さの確保
- ・子どもたちで通える場所
- ・付近の民家の状況
- ・どの地区からも登校時間が同じような場所
- ・広い駐車場（300 台程度）
- ・地域の人が集まりやすい
- ・バスが通る場所
- ・高低差の少ない場所
- ・自転車で通える場所
- ・近くに公共施設等がある場所
- ・新築（校舎やプール）

【委員から出た主な検討すべき用地】(※1)

- ・吉川高校跡地
- ・吉川総合公園
- ・吉川中学校
- ・吉川小学校
- ・町内にある広大地 (※2) 他

(※1) 用地によっては、拡張や造成が必要な場合がある。

(※2) 学校設置が可能な広い場所の検討



4 協議会のふり返しと今後の予定について

今回の協議会では、委員の皆様から多くのご意見をいただくためにブレインストーミングによる意見交換を行いました。地域の将来を担う子どもたちの育成に向けて、委員の皆様のそれぞれの立場で、忌憚のないお考えを共有することができました。

今後は第3回協議会に向けていただいたご意見を集約し、「新しい施設一体型の小中一貫校の在り方」について、さらに協議を深めていく予定にしています。

**第3回地域協議会は、
令和6年4月下旬頃に開催予定です。**



お問い合わせ

三木市教育委員会小中一貫教育推進室
電話 0794-82-2000(内線 3523)
ホームページもご覧ください。

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/89/>

又は、「三木市 小中一貫教育」で検索

